第４回　東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会[議事概要]

開催日時：平成 24 年 7 月 24 日（火）　14：00～16：00
開催場所：大阪合同庁舎第 4 号館　2 階　第 2 共用会議室
概　　要：（○－出席者、●－事務局）

１．開会（近畿運輸局滝本交通環境部長より議事、配付資料説明、出席者紹介）

○委員（座長）
　災害時に近畿圏の市民の皆様にしっかりと物資が届くように、今年もたゆまずコツコツと当協議会で検討を進めることができればと思います。

２．今年度の検討項目について
（１）近畿運輸局交通環境部中森物流課長より「府県と物流関係団体との協定締結の推進」について説明
○委員（自治体）
　市町の参画の話ですが、関西広域連合には現在、政令市として大阪市、堺市に正式加入して参画していただいている。防災に関して議論するときにやはり市町の意見も集約する必要があると思う。ただ、事務局からもありましたが、現実問題として、そんなに数多くの市町に参画していただくと言うのは、会議の運営上難しいということで、政令市の大阪・堺・京都・神戸の４市に参画いただいたらどうかと思います。
○委員（自治体）
　資料の中で少し事実誤認があるようなので説明します。鳥取県は関西広域連合に正式に加盟していますが、広域防災という分野に関しては正式加盟していません、オブザーバー的な立場での連携県という位置づけになっています。奈良県と同じ位置づけの連携県ということで資料の図が変わってくると思いますので修正をお願いしたい。それと今、関西広域連合では、構成府県と連携県とで、どんな災害が起こっても、応援する立場と応援を受ける立場という応援受援の体制を作るべく応援受援の実施要綱を策定中です。これに関しては構成府県だけでなく連携県もその応援受援の体制の中に組み込まれるので、奈良県、鳥取県と同時に三重県、福井県も入るということになります。また、協定の話として、１本の協定書の中に全ての応援受援の体制を組み込んで協定を締結しようとすると、甲と乙の連名が膨大な数になってしまうことが想定されます。ということで、１本の協定でやる意味があるのか、果たしてそれが現実的に可能であるのかを含めて、意見を集約しているところで整理していきたいと思っています。あと１点、事務局に質問ですが、各府県災害対策

本部や各施設に倉庫事業者から人を派遣していただくことが倉庫業法上出来ないのではないのかという話があります、法的に可能なのかどうか教えていただきたい。

●事務局

倉庫業法の範疇ではないので倉庫業に該当しません。倉庫業法というのは、他人の財産を所有なり借用した倉庫の施設でお預かりすることで、人の派遣というのは倉庫業法の違反ということにはあたりません。

〇委員（自治体）

広域防災拠点の整備を進めているが、物流の専門家を派遣していただくとなった場合、荷さばきに必要な設備、備品、重機といったものは、どんなものを用意しておく必要があるのか、あるいは、そういうものも含めて協力いただけるのか。

〇委員（事業者）

派遣の図を見ていて、関西広域連合とブロックの協会なり、府県の協会、各自治体、どういう構成で何をやろうとしているのかわからない。近畿トラック協会というのは任意の団体で、協定締結をするような団体ではないし、協定締結をするとしても、関西広域連合がどういう立場で、どういう計画を持っているのか、よくわからない。協定締結を進める前に、それぞれの役割定義等を明確にしておかなけなければ、機能するかどうかわからないというのが実感ですが、そのあたりは基本のところなので、もう少し議論をした方がイメージが出るのではないかと思います。

●事務局

協定の締結を進める上で、まず、各府県と各府県の倉庫協会との協定が一番基本になると思っています。そのあとで、府県をまたいだ支援ということを想定したときに、各府県で構成されている関西広域連合と近畿ブロックという広域的組織である近畿倉庫協会連合会とが、広域同士で結んでもらえれば、1 本の協定でカバー出来るのではないかと考えたものです。

〇委員（事業者）

倉庫とトラックとでは、ちょっと意味合いが違うのではないか思います。トラックの場合は、直接、事業者に頼めば輸送できる。また、近畿トラック協会というのは、大阪府トラック協会の中にあり、連絡調整をしている任意団体で、同じ職員が両方の仕事をしている。府からも広域からも要請が来た場合、それこそ輻輳することになる。関西広域連合が直接、京都府トラック協会なり、兵庫県トラック協会なりにお願いするのが一番妥当だと思いますし、速やかに仕事が出来るのではないかと思います。

〇委員（事業者）

イメージとすれば、関西広域連合が各府県のトラック協会に指示すればいいことだと思います。

〇委員（自治体）

関西広域連合では、広域的な大災害が起こった場合の応援受援の体制を、今議論

しているところで、１０月ぐらいまでには応援受援の具体的な実施要綱を定めたいと思っています。いろんな事をシミュレーションして行き、そこに関西広域連合が関わって調整をし、場合によっては各府県からではなくて関西広域連合が、各府県のトラック協会に直接応援を要請するというケースの想定など、いろいろ議論をしているところです。ただ、図のような協定のあり方というのが本当に望ましいのかどうか、各府県の意見も集約をして、また個別に相談をさせていただきたい。

●事務局

近畿トラック協会と関西広域連合のイメージとしては、たとえば、滋賀県の倉庫から大阪府の避難所へ荷物を運ぶ場合に、大阪府から滋賀県のトラック協会へ依頼が出来るように、両方で結んでおけば便利ではないかという発想で、こういう図になったということです。

〇委員（事業者）

大阪府トラック協会と各事業者との関係はどういう関係になっているか。それにより、我々のトラックターミナルに入っている事業者と我々とはどういう関係を結べばよいのかよくわからない。

〇委員（事業者）

昨年の震災の時の流れでいいますと、全ト協からの要請、それと府からの要請があります。それを受けますと府下１２支部を４ブロックに分け、受けたところから順番に要請を出す、要請を出してＯＫであればいいが、ダメであれば次のブロックへということになる。基本的には全て要請を受けたものについては１００％対応できたと思っている。

〇委員（事業者）

我々としては、我々のトラックターミナルに入っている事業者が個別に要請を受け、その場所を使用されることについては何ら問題がない。その他に、要請を受けた事業者とそれ以外の事業者はお互い協力体制を取るというイメージなのか、トラックターミナルの中での対応において、大阪府と我々との協定のあり方というのがイメージしにくいので教えていただきたい。

●事務局

トラックターミナルには、運送事業者自身が持っているものと、大阪府都市開発のトラックターミナルの一部を借り受けた運送事業者が運送事業を行うために使用しているものがあります。大阪府都市開発の場合は、各運送事業者に貸しているスペース以外の空いているスペースについて、その空いているスペースを物資拠点として利用するにあたって、大阪府と協定が必要になるのではないかと想定しています。

〇委員（自治体）

イメージとして大阪府域で非常に大きな災害が起きて、大阪府域のある地点に支援物資を運ぶための拠点となるのを、大阪府都市開発の空きスペースを利用すると

いうことであれば、府の役割というのは一定理解できるが、他府県での大きな災害において、支援物資の荷さばきを、大阪府都市開発の空きスペースでお願いするとなったときには、府の役割としての調整を大阪府都市開発とすることになるのか、そこところはどのように考えているのか。

●事務局

資料図については、協定締結のイメージとして、今後の議論等を進めていく為のものとして提案した事務局案で、広域的な部分については、現在、関西広域連合でも検討中であり、今日、結論を出そうとは思っていません。今年度については、協定締結の推進というのが、メインになっており、事務局としては最低限各府県と各府県の倉庫協会について、協定の締結あるいは、協定の改訂等を進めていただきたいと思っています。

〇委員（自治体）

協定の中で、専門家の派遣というのがマンパワー（荷役作業等に携わる）の部分を含めたものなのか、あるいは、仕切り者的な指揮監督をしてもらえるような人をイメージしているのか教えていただきたい。

〇委員（座長）

冒頭の事務局からの説明からすると、基本的には、荷役作業的なものをお願いする方と計画を作られるような指揮者的な方の両方を含めています。

〇委員（事業者）

協会の職員が実際の場所に出向くという事ではなく、協会の会員（事業者）へ要請して、その事業者に行ってもらうという事になります。また、各会員においても物資や資機材を出すことが可能な会員、そうでない会員がある。今後、協定の締結を進めていくうえでは細かいところまで自治体と打ち合わせていきたい。また、会員に対しても具体的な部分まで意見を求めて行くことで、協定書の締結へと進んでいくのではないかと考えます。

〇委員（事業者）

我々民間企業の社員が、公共の保管施設へ出向いて作業するという事について、事務局の回答のなかでは倉庫業法の範疇ではないということでしたが、労働者派遣法に抵触しないのかなという心配があります。

〇委員（座長）

この場で無理であれば、後日事務局から回答してもらうこととします。

〇委員（自治体）

今後、倉庫協会と協定の中身について、話し合いを進めていくなかで、広域での支援・協力ということを踏まえて、共通の整合を取っておいた方がいい点があれば、教えていただきたい。

〇委員（座長）

この協議会の場が、共通化すべき事項を、関係機関が情報交換、協議、確認でき

る場となるように進めて行きたい。

（２）近畿運輸局交通環境部中森物流課長より「広域物資拠点・民間物資拠点における訓練シナリオの作成及び訓練の実施について」について説明

〇委員（座長）

今年度の訓練の目的としては、関係機関の間の情報伝達や役割分担の確認であるから、連携する自治体の防災訓練の形式は、実際の実働訓練ではなくて、図上シミュレーション訓練の方が、連携しやすいのではないかという事務局の提案。

〇委員（自治体）

１１月の訓練は、内容的には展示型で、特に消防・警察がこういう活動をするんだという事を地域の方々に見ていただくことが趣旨の訓練ですので、盛り込むのは趣旨が違う。１月の訓練は、われわれ行政の人間、あるいは管理防災の関係機関が集まって、ロールプレイのシミュレーションをしていくという訓練で、まだ検討の余地がある。

〇委員（自治体）

平成７年以降毎年各府県持ちよりで近畿府県合同防災訓練というのを実施していて１０月に実施する予定です。これはかなり大規模で、消防、警察、自衛隊、海上保安等々１８０機関参加する実地演習ですので難しい。関西広域連合の広域訓練については、応援受援実施要項に基づき広域訓練を来年、２月頃に実施の予定で準備は進み出したところ、具体的に検討は秋以降になる。

〇委員（自治体）

広域防災拠点で、運営訓練を実施しようと計画している。広域防災拠点の開設、出入口の開放、拠点本部の開設、広域防災拠点の運営の関係等、トラック協会等々と協力して実施をしていきたい。まだ日時等については未定という状況です。

〇委員（自治体）

９月に総合防災訓練を予定しているが、そちらは実働中心。１月には図上の訓練を毎年しているので、盛り込めるかどうか検討する。

〇委員（自治体）

９月に総合防災訓練を行い、トラック協会との実地訓練になります。１０月に国民保護関係の訓練を開催し、鉄道テロの位置づけで、全国的にも大規模な訓練になると考えている。それ以外に、原子力の避難関係の訓練があります。

〇委員（自治体）

図上と言うことに関しては、１月に予定しています。

３．その他

（１）近畿運輸局交通環境部中森物流課長より「物資調達輸送調整シート、ブロック内の連絡体制、物資拠点の更新、今後のスケジュール」について説明

〇委員（事業者）

図上訓練を含めて、連絡網を運用するに当たって、実際の窓口業務となる各府県の倉庫協会には、実際問題として、非常用の発電設備や衛星通信出来る電話のユニット等備えてないという実態があるが、実際に図上訓練されるときに衛星電話等を運用した連絡網をひかれるのかどうか確認したいのと、発災時において必要とされる通信インフラに対する予めの準備予算措置をして、協会として独自に発電設備を持たないといけないのか、そこのところの考えを聞かせいただきたい。

●事務局

国土交通省の補助について、近畿においてはあくまで１０８の選定された施設に限ったことであり、特に協会に付けると言うことにはなっていません。

〇委員（事業者）

協定の案を見て、県というのは警察、消防を含めてと言う理解でいいのか、県によっては、警察から協定を結んでくれという話が来ているところがあり、動きがばらばらの部分がありましたので確認したい。懸念しているのは、いろんなところから指令が来るというのが、事業者として一番困る問題である。それと、協定がかなり細かい内容の表現になると、いざ災害が起こったときにその協定があるが故に、協定が足かせとなって不測の事態に陥るということになれば一番最悪でして、何でもできるような協定にするべきと思います。関西には関西広域連合があるので、協定は関西広域連合と各団体とで結べば、何でも出来るのではないかという印象を受けました。

〇委員（自治体）

３点伺いたい。１点目は、倉庫業界、トラック業界に伺いたい。これから倉庫協会と協定を結んでいこうとしたときに、倉庫協会との協定締結時に窓口と言うと、トラック協会と同じような部署（府県）の方がよいのかどうか。２点目は、広域的な協定の締結について、基本的には各府県と各府県の協会とが協定を結ぶことを想定しているが、使い勝手の良い協定の締結にしたいという話もありました。今回の議論の中で使い勝手がよい協定というところについて少し疑問に思う点がありましたので、そのあたり今後考えいただけるのかどうかということ。３点目は、この協議会が予算のない中で皆が集まっている状況で、いつか消えて無くなってしまうのではないかと危惧している。民間施設の整備・改築するにあたり、防災に役立てる等の条件を付けたうえで、施設の整備等について規制緩和等、国からのフォローがされるというのはないのか。

〇委員（座長）

１点目については、役場の窓口がどこでないと困るという協会の方はこの場にはいないようですので、府県側から窓口を提示いただければよいと思われます。２点目の各府県と各府県の協会と、関西広域連合による広域的な協定の、どちらが使い勝手がよいかという点については、今後の訓練などでその検証をし、この協議会意

見交換をしながら、確認をしていくということと思います。

●事務局

３点目について、現在のところ、そういった緩和措置の情報は聞いていない。非常用発電設備、衛星携帯等の設備についても、運転に係るランニングコストの補助は出ません。あくまでも導入経費の補助です。昨年度選定した１０８施設については、震災が起こったときに、荷物がいっぱいで使えないということもあり得ますが、その荷物をどけて使うという制度ではない。あくまでその時に空きスペースがある使える施設を使うということを前提としています。